

|      |          |            |
|------|----------|------------|
| 算定方法 | 歯科医師会    | 2,100,000円 |
| 定額   |          |            |
| 担当部課 | 福祉保健部国保課 |            |

① 存廃を含めた制度の見直しを行うべきもの

この交付金の経緯についてみると、次のとおりである。

- i 昭和48年度  
県単老人医療制度及び老人医療費支給制度(国)の現物給付化に伴って、医療機関における手間(レセプト保険料分と公費負担分2種類作成)や自己負担分が2ヶ月後でないと収入にならないなどの不利益が生じたため、県老人保健事業協力料として交付を開始したものである。(11,500千円)
  - ii 昭和49年度から昭和57年度  
レセプト1件につき100円(県市町村 各1/2)とした。
  - iii 昭和58年度  
年々額が増加したため定額化(70,000千円 県・市町村各1/2)
  - iv 昭和59年度  
老人保健法の施行(昭和58年2月)に伴い、レセプトの様式が改正され保険料分と公費負担分とを1枚のレセプトに記入する方式に改められた。その結果、医療機関の事務負担は県老人医療制度があることによって増えるということはなくなり、それを理由に市町村から本件交付金廃止の申し入れがあった。  
それらを踏まえて、医師会等と協議し、市町村負担分を3,500千円減額し、66,500千円とし、併せて、県医師会学術研究等事業費補助金(医師会の学術研究等事業への補助:5,600千円)を別途(医務課において)助成することとした。
  - v 昭和63年度  
総額60,000千円とする。(県・市町村 各30,000千円)
  - vi 平成15年度  
県は、「老人保健法が平成20年3月末をもって廃止となるため、本交付金はその時点を持って廃止できる。」とし、「医師会等と話し合いをもち、制度のあり方について検討する。」こととする。
- この仕組みは、老人医療制度の現物支給化に伴って、医療機関の事務負担が増えることに対する助成として発足したものである。  
しかるに、昭和59年の「療養の給付、老人医療書式改正により1枚のレセプトに保険請求分と公費負担分を記入することができるようになった」にもか

かわらず、また、そのことを市町村からの申し入れで認識していたにもかかわらず、「協助力」という名の実質補助金の交付を受けている団体の了解を得ることができないことを理由に、その時点で廃止できなかったという経緯を持つものである。

平成6年4月には、助成の対象を事務負担の増加分に対する補助から医師会、歯科医師会が行う研修・研究事業を対象に定額を補助する仕組みに変更している。

しかしながら、福祉保健部医務課から補助されている「県医師会学術研究等事業費補助金(5,600千円)」と趣旨が重複するものがある。本件交付金の補助対象事業である「総会理事等総経費6,645,757円(うち交付金2,567,000円)」、「広報12,457,957円(3,403,000円)」、「研修会9,227,000円(3,000,000円)」、「地区医師会の学術講演会18,930,000円(18,930,000円)」のうち「研修会」、「地区医師会の学術講演会」についてみると、表のとおり、事業の実施の状況から見ても重複して助成されている実態が明らかである。

老人保健事業推進交付金と学術研究等事業補助金で費途重複事例

| 開催日    | 事業   |           | 交付金(千円) | 補助金(千円) | 演題                                  | 講師   |
|--------|------|-----------|---------|---------|-------------------------------------|------|
|        | 種別   | 事業費(円)    |         |         |                                     |      |
| 11月25日 | 社会保険 | 3,123,125 | 3,000   | 300     | 保険診療に関する研修会<br>保険診療に関する研修会          | 会員講師 |
| 3月16日  |      |           | (a)     |         | 修会                                  | 会員講師 |
| 11月30日 | 学校保健 | 3,074,873 | (a)     | 300     | 平成16年度学校保健講演会 児童精神医学からみた不登校         | 外部講師 |
| 10月5日  | 生涯教育 |           |         | 600     | 東山梨医師会学術講演会 健やか親子21ー乳幼児の精神保健と子育て支援ー | 会員講師 |
| 1月20日  | 公衆衛生 | 1,866,000 | 18,930  | 100     | 東山梨医師会主治医研修会 主治医意見書について             | 会員講師 |
| 6月24日  | 生涯教育 | 1,501,000 | (b)     | (c)     | 東八代郡医師会講演会 関節鏡手術の適応と限界              | 外部講師 |
| 12月11日 | 生涯教育 | 638,000   | (b)     | (c)     | 西八代郡医師会学術講演会 山梨の肝炎と肝癌               | 外部講師 |

|       |      |           |     |                                   |      |
|-------|------|-----------|-----|-----------------------------------|------|
| 2月25日 |      |           | (d) | 西八代郡医師会主治<br>治医研修会 主治医<br>意見書について | 会員講師 |
| 5月7日  | 生涯教育 | 1,019,000 | (b) | (c)                               | 外部講師 |
| 9月16日 | 生涯教育 | 5,224,000 | (b) | (c)                               | 外部講師 |
| 1月13日 | 生涯教育 | 1,809,000 | (b) | (c)                               | 外部講師 |
| 1月28日 | 支部   |           | (d) | 富士吉田医師会主<br>治医研修会主治医<br>意見書について   | 会員講師 |
| 7月13日 | 生涯教育 | 867,000   | (b) | (c)                               | なし   |
| 3月1日  | 生涯教育 | 1,371,000 | (b) | (c)                               | なし   |
|       |      |           | (d) | 北都留医師会主治<br>医研修会 主治医<br>見書について    | 会員講師 |
| 2月5日  | 生涯教育 | 600,000   | (b) | (c)                               | 会員講師 |

(注) (a)、(b)等は、それぞれ金額の入っている欄の金額が当てられたことを示す。

平成16年度の事業実施状況を見ると、県から交付申請書を提出するよう医師会、歯科医師会に通知したのは平成16年12月10日であり、交付申請は同年12月22日までに提出されている。その後、平成17年1月5日に交付決定支出負担行為の起案され、同年2月7日に執行されている。このことは、補助対象事業が9ヶ月執行された状態で交付金が交付決定されたことを示すものであり、その意味するところは補助対象事業について県が判断を加える機会がないまま執行された事業が結果として助成対象事業に取り込まれることになっており、本件交付金が既得権化していると言へべきであって適正でない。

また、交付金交付団体での事業の実施状況を実績報告書及びその添付資料でみたところ、研修会の開催事業において、医師会公衆衛生委員会所管の講習会において「児童精神医学からみた不登校」、「日本医師会認定産業医基礎・生涯研修」、「乳幼児の精神保健と子育て支援」など本件交付金の交付の趣旨である老人福祉保健事業とは異なることのできない事業に充てられている。

さらに地区医師会が実施した講習会についてみると、演題はあるものすべての講習会で講演者名のないものが見受けられた。

また、歯科医師会については、平成16年度事業計画では歯科医師会支部の研修費交付金を8支部に交付することとし、当該事業についての実績報告では支部運営費交付金の執行として整理している。県から交付された趣旨は老人保健事業のための助成であり、支部運営費としての執行は目的外の執行といわざるを得ない。その内容についての確認を求めたところ、本部では把握していないとのことであった。従来からの経緯のある交付金とはいえ、現在の姿になってから相当の時間が経過し、事業補助としての体裁が整っていないならばならないにもかかわらず、県単独老人医療制度のスタート時点の発想を引きずってしまっていることを示している。既得権としての受け止め方が抜きがたく染み付いてしまっていることとみなさざるを得ない。

この交付金に係る経緯、運用状況等を総合的に見ると、今後継続して存置することを認めることは困難な助成といわざるを得ない。

(6) 山梨県軍恩連盟事業費補助金

|       |   |
|-------|---|
| 交付先   | 山梨県軍恩連盟   |
| 根拠法令等 | 山梨県軍恩連盟事業費補助金交付要綱   |
| 事業の目的 | 旧軍人及びその遺族の福祉向上や適切な恩給指導等の事業の推進に資する。  |
| 事業の内容 | 県軍恩連盟が会員の援護福祉向上のために行う恩給制度の周知・手続き指導などについての研修会や相談会の開催、全国的な研修会等への代表者派遣などに助成。 |

|        |              |
|--------|--------------|
| 補助開始時期 | 昭和36年度       |
| 補助終期   | 明確な定めがない。    |
| 補助金額   | 150,000円(県単) |
| 算定方法   | 1/3以内        |
| 担当部課   | 福祉保健部国保援護課   |

① 存廃も含めた検討をすべきもの

補助金交付要綱では、「山梨県軍恩連盟事業」について、連盟が会員の援護福祉向上のために行う、恩給制度の周知・手続き指導などについての研修会や相談会の開催、全国的な研修会等への代表者派遣などとしている。

この助成事業は、スタート以来44年を経過しており、改めて受給者向けの研修を要するような状態とは認識しがたい。

現に、過去10年間、受給者は減少する傾向にあり、表に見るように新たに受給を始めた者は極めて少ないのが実情である。表中の加算関連手続き数を加えたとしても、平成16年度においては、月5件という少なさである。個別に対応することができないレベルの数字であり、研修して周知するようなレベルの数字とは到底思えない。この制度は目的を達したものだといわざるを得ない。毎年継続して150千円を助成しなければ対応できない事業とは認定しがたい。

また、研修の内容を見ると、恩給の受給に関する研修というよりは、恩給の増額を求める内容の議事が並んでいるのが実態である。

存廃も含めた検討の時期に来ているものと考える。

(表)

旧陸軍・旧海軍恩給関係請求書類処理状況表

単位：件数

| 恩給種別\年度 | H12     | H13 | H14 | H15 | H16 |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 傷病恩給    | 2       | 5   | 7   | 12  | 4   |
| 傷病賜金    | 1       | 3   | 0   | 0   | 0   |
| 公的扶助料   | 1       | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 普通恩給    | 初度・通算改定 | 0   | 0   | 0   | 0   |
|         | 加算恩給    | 6   | 4   | 2   | 2   |
| 普通扶助料   | 初度・通算改定 | 0   | 0   | 0   | 0   |
|         | 加算扶助料   | 1   | 3   | 1   | 0   |
| 小計      | 11      | 16  | 10  | 14  | 5   |
| 一時恩給    | 25      | 26  | 29  | 15  | 25  |
| 一時扶助料   | 2       | 5   | 3   | 1   | 0   |
| 小計      | 27      | 31  | 32  | 16  | 25  |

| 加算改定 | 普通恩給  | 45 | 47  | 59 | 19 | 30 |
|------|-------|----|-----|----|----|----|
|      | 公的扶助料 | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  |
| 小計   | 普通扶助料 | 4  | 1   | 2  | 0  | 0  |
|      | 49    | 48 | 61  | 19 | 30 |    |
| 一時金  | 0     | 3  | 2   | 3  | 2  |    |
| 合計   | 87    | 98 | 105 | 52 | 62 |    |

(7) 山梨県傷疾軍人会推進事業費補助金

| 交付先    | 山梨県傷疾軍人会  |
|--------|---|
| 根拠法令等  | 山梨県傷疾軍人会推進事業費補助金交付要綱                                    |
| 事業の目的  | 戦傷病者とその家族の援護福祉の向上を図る。                                   |
| 事業の内容  | 県傷疾軍人会が行う援護福祉研修会等事業、戦傷病者相談事業、援護福祉制度広報事業について、その経費の一部を助成。 |
| 補助開始時期 | 昭和40年度  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 450,000円(県単)  |
| 算定方法   | 1/3以内   |
| 担当部課   | 福祉保健部国保援護課  |

① 助成の必要性を検証すべきもの

この補助金の経緯をみると、昭和57年度に120千円、平成3年度に150千円になり、平成4年度に日本傷疾軍人会への参加費150千円を加えた額300千円になり、平成9年度から450千円となっている。

山梨県傷疾軍人会の会員数は、平成16年度末で230人である(H15末で260人、H14末で290人、H13末で322人)。昭和38年末の会員数は、1,061人(傷疾軍人会の10年史の記事)、昭和58年末で784人から見ると対象者数は激減してきている。

平成16年度補助事業の実施状況をみると、研修の内容(平成16年12月6日(月)「高齢者の健康管理について」山梨県看護協会会長の講演。参加者95名)からみて、傷疾軍人としての研修というよりは高齢者一般の健康管理として、他のサービスが提供されている。また、相談会資料によると、戦傷病者特別援護法による援護に関する事項、恩給法による受給に関する事項、国債に関する事項等既に周知されているはずの内容となっている。

制度のスタートから40年を経過し、助成の趣旨を改めて検討するとともに、真に助成が必要な事業かどうかについての検証を行う時期に来ているものと考えられる。



(8) 山梨県遺族会活動推進事業費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | (財) 山梨県遺族会   |
| 根拠法令等  | (財) 山梨県遺族会事業費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | 戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐとともに、先の大戦における戦没者遺族の慰謝及び旧主要戦域等における慰霊、遺骨収集参加等の事業の円滑な推進に資する。                  |
| 事業の内容  | 山梨県遺族会活動推進事業として、山梨県遺族会運営事業(819千円)、千鳥が淵戦没者墓苑拜礼式行列遺族助成事業(40千円)及び山梨県遺族会婦人部大会事業(80千円)の3事業を位置づけている。 |
| 補助開始時期 | 昭和37年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 939,000円(県単)   |
| 算定方法   | 定額   |
| 担当部課   | 福祉保健部国保援護課   |

① 助成のあり方について検討すべきもの

(財) 山梨県遺族会の平成17年3月31日現在の財産目録(団体指導担当の私学文書課資料)によると積立金(103,922千円)がある。その内訳は、一般会計積立金(33,209千円)、婦人部会計積立金(2,800千円)、互助共済事業積立金(67,913千円)となっている。

年々次年度繰越金を計上しているほか、積立金が103,922千円ある法人の運営に要する費用を定額で助成(819千円)することに合理性・妥当性はあるのか検証されなければならない。

また、この法人の一般会計と婦人部会計との関係についてみると、平成16年度に婦人部会計から一般会計に1,500千円の繰入れを行っている。(平成17年度予算でも同様に1,500千円の繰入れを行うこととしている。)一般会計から婦人部会計には、平成16年度に480千円(80千円県補助金、400千円一般会計繰出金)の繰入れを行っている。この会計上の操作について、担当者の説明によると、県としては婦人部大会の開催に対して補助しているから、その開催が確認できればよいものと考えてきている。したがって、法人全体の会計上の扱いについてまでは把握していないことであった。

しかしながら、毎年度他会計事業に1,500千円を繰り出せる余裕のある婦人部会計に80千円の助成がどのような意味を持つのか。大会の開催に意義を認めず補助してきていることであるが、事業を助成するに当たって当該事業主体の財政・経営状況も勘案して行うべきであり、当該部分への検証がないま

ま継続して助成してきていることは適当でない。  
 助成対象の法人が自立して大会を開催できる経営状態になったときに、定額で助成してきている運営費を継続して助成することに公益上の必要性を認めることは困難と考える。県の置かれた状況、財政状態等を見ながら、常に検証する必要がある。

助成の在り方について検討の時期にきているものと考ええる。

(9) 山梨県遺族会地区大会事業費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | (財) 山梨県遺族会  |
| 根拠法令等  | (財) 山梨県遺族会事業補助金交付要綱                                   |
| 事業の目的  | 本県出身の戦没者を慰霊し、その遺族を慰謝するとともに戦争の悲惨さを後世に語り継いでいく契機とする。     |
| 事業の内容  | 県下各地区(9地区)において開催される(財)山梨県遺族会地区大会の開催に要する経費についてその一部を助成。 |
| 補助開始時期 | 昭和38年度  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 1,300,000円(県単)  |
| 算定方法   | 定額  |
| 担当部課   | 福祉保健部国保援護課  |

① 補助対象事業の実施状況を的確に把握すべきもの

遺族会から各支部への配分金額と地区大会参加者数との間には、関係がない。表のとおり、地区大会が行われた9地区に配分されている。

(表) 山梨県遺族会地区大会資料(計16)

| 地区名   | 参加支部         | 助成     |        | 参加者  |        |
|-------|--------------|--------|--------|------|--------|
|       |              | 金額(千円) | 構成比    | 数(人) | 構成比    |
| 甲府    | 甲府市          | 240    | 14.04% | 130  | 9.29%  |
| 南アルプス | 南アルプス市       | 130    | 7.60%  | 170  | 12.14% |
| 中巨摩   | 中巨摩郡南、北      | 90     | 5.28%  | 100  | 7.14%  |
| 東山梨   | 塩山市、山梨市、東山梨郡 | 210    | 12.28% | 150  | 10.71% |
| 東八代   | 東八代郡、春日居町    | 170    | 9.94%  | 90   | 6.43%  |
| 峡南    | 南巨摩郡、西八代郡    | 250    | 14.62% | 150  | 10.71% |

|     |                |       |         |       |         |
|-----|----------------|-------|---------|-------|---------|
| 峡北  | 荏崎市、北巨摩郡       | 210   | 12.28%  | 260   | 18.57%  |
| 南都留 | 富士吉田市、都留市、南都留郡 | 260   | 15.20%  | 200   | 14.29%  |
| 東部  | 大月市、北都留郡       | 150   | 8.77%   | 150   | 10.71%  |
|     | 計              | 1,710 | 100.00% | 1,400 | 100.00% |

(表) 山梨県遺族会地区大会資料(H15)

| 地区名 | 参加支部           | 助成         |         | 参加者   |         |
|-----|----------------|------------|---------|-------|---------|
|     |                | 金額<br>(千円) | 構成比     | 数(人)  | 構成比     |
| 甲府  | 甲府市            | 240        | 14.04%  | 130   | 8.44%   |
| 中巨摩 | 中巨摩郡南、北        | 220        | 12.87%  | 200   | 12.99%  |
| 東山梨 | 塩山市、山梨市、東山梨郡   | 230        | 13.45%  | 150   | 9.74%   |
| 東八代 | 東八代郡、春日居町      | 150        | 8.77%   | 130   | 8.44%   |
| 峡南  | 南巨摩郡、西八代郡      | 250        | 14.62%  | 200   | 12.99%  |
| 峡北  | 韭崎市、北巨摩郡       | 210        | 12.28%  | 330   | 21.43%  |
| 南都留 | 富士吉田市、都留市、南都留郡 | 260        | 15.20%  | 250   | 16.23%  |
| 東部  | 大月市、北都留郡       | 150        | 8.77%   | 150   | 9.74%   |
|     | 計              | 1,710      | 100.00% | 1,540 | 100.00% |

地区大会事業費総額 1,800 千円の 72%に当たる金額 (1,300 千円) を補助していることになるが、遺族会の財政・経営状態は、平成 16 年度決算において 14,652 千円の事業準備積立金を積み増すなど累計して積立金は 103,922 千円となっている。

遺族会に対して、1,300 千円の補助金を交付し、その財団から、各支部に配分された事業費を確認して検査を完了した扱いとしている。

補助金がどのように配分され、それがどのように使われたかを確認するのが、要綱で定める検査の趣旨であり、これを行っているのは適切でない。助成対象事業の実施状況を的確に把握し、次年度以降の事業助成のあり方の検討資料とするよう工夫されたい。

また、この助成対象事業は、「山梨県遺族会活動推進事業費補助金」と同様に遺族会に対する補助であること、遺族会の大会等事業への補助であることなどから、助成を継続する必要があるならば補助金の統合をすべきものと考ええる。

(10) 沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝事業費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 甲斐の塔維持管理委員会   |
| 根拠法令等  | 沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝事業費補助金交付要綱  |
| 事業の目的  | 本県出身の戦没者を慰霊するため沖繩県に建立された「甲斐の塔」碑前で実施される慰霊祭に参加する遺族代表者の旅費の一部を助成。 |
| 事業の内容  | 沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝事業への参加助成  |
| 補助開始時期 | 昭和 42 年度  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 1,575,000 円 (県単)  |
| 算定方法   | 定額  |
| 担当部課   | 福祉保健部国保課  |

① 助成のあり方について検討すべきもの

県は、平成 16 年度「甲斐の塔」慰霊巡拝参加者募集に当たって、「留意事項」を定め、その中で参加できる遺族の範囲を「父母、配偶者、兄弟姉妹、子」と 2 親等内の親族としている。

平成 16 年の沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝参加者名簿をみたところ、戦没者との続柄の欄に「甥」と表記されている参加者が複数名いる。参加した遺族数 (54 名) に占める割合は 16.7%となっている。この事業が対象とする者以外のものへの助成となっており、適当でない。

また、「留意事項」では、戦没者の親族を代表して 1 世帯から 1 名の参加者を募集しているが、平成 16 年の参加者の中には、同一世帯に属する兄弟が同時に参加している。

また、この制度がスタートして 38 年である。遺族会の会員数は、遺族会情報によると、平成 16 年 4 月 1 日現在、14,000 人とのことである。しかし、事務局である福祉保健部国保課では遺族名簿を備えていない。「留意事項」によると、遺族の慰霊巡拝は、参加していない者を優先して参加できるように定められている。遺族名簿を調製し、重複して助成することがないよう、制度運用を的確に行う工夫が求められる。

2 親等以内の親族の参加者が少なくなっていること、遺族のうちには自費参加をする者が出てきていること、甥等戦没者から遠い関係者の参加が増えていることなどから、この助成のあり方の方の検討に着手する時期に来ているものと考ええる。

(11) 海外慰霊巡拝、戦没者遺骨収集遺族助成事業費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | (財) 山梨県遺族会   |
| 根拠法令等  | (財) 山梨県遺族会事業費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | 戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐとともに、先の大戦における戦没者の慰霊、戦没者遺族の慰謝及び旧主要戦域等における慰霊、遺骨収集参加等の事業の円滑な推進に資する。 |
| 事業の内容  | 厚生労働省主催による海外慰霊巡拝及び遺骨収集事業並びに国の委託を受けた財団法人日本遺族会が実施する戦没者遺児による慰霊友好親善事業に参加する遺族等の経費の一部を助成。  |
| 補助開始時期 | 昭和42年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 900,000円(県単)   |
| 算定方法   | 定額   |
| 担当部署   | 福祉保健部国保課   |

① 助成のあり方を検討すべきもの

平成16年度の海外慰霊巡拝への参加者名簿によると、同年度に実施された沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝に参加して助成を受けた者が複数名いる。また、平成15年度以前の「海外慰霊巡拝事業」、「遺児による慰霊友好親善事業」への参加者名簿の提出を求め、説明を受けたところ、複数年にわたって参加している者がいる。

また、事業の実態を見ると、表のとおりである。

| 項目             | 計画・予算額                                     | 実績・決算額  | 差額     |
|----------------|--|---|--------|
| 海外戦跡           | 中国：1人                                      | 旧ソ連：1人  |        |
| 慰霊巡拝参加者助成金     | フイリピン：1人<br>東部ニューギニア：1人                    | 硫黄島：2人<br>東部ニューギニア：1人                                     |        |
| 遺骨収集事業参加者助成金   | 助成予算額：420千円<br>フイリピン：1人                    | 助成支出額：270千円   | △150千円 |
| 慰霊友好親善事業参加者助成金 | 旧ソ連：1人<br>フイリピン：3人<br>中国：5人<br>西部ニューギニア：2人 | 旧ソ連：3人<br>フイリピン：4人<br>中国：8人<br>西部ニューギニア：2人<br>東部ニューギニア：3人 | △30千円  |

|             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| 東部ニューギニア：2人 | ミャンマー：1人    |       |
| 中部太平洋地域：2人  |             |       |
| 助成予算額：450千円 | 助成支出額：630千円 | 180千円 |

このように、補助金算定の基礎になった事業計画と事業実績とは変更があったにもかかわらず、補助額は当初決定のとおり900千円で確定されている。

「海外慰霊巡拝事業」で執行残150千円及び「遺骨収集事業」の執行残30千円の合計額180千円が、そのまま遺児による慰霊友好親善事業の増加額180千円として決算されている。

現状では、遺族会から提出された参加者名簿に記載された者の参加の確認の手立てがないため確認は不能の状態となっている。

日本遺族会主催事業であることから、主催団体から旅行業者に支払われた旅行経費の領収書があれば確認できるはずであるが、この手立ては講じられていない。

この補助金開始時点(昭和42年度)の参加者の状況と平成16年度の参加者の状況を比較して、戦没者の父母の数は減少(平成17年の全国戦没者慰霊式典への参加者には父母はいないとの報道：(H17.8.9日経朝刊))してきていること、戦没者の父母(生活に困窮する)の慰霊の旅のための旅費の助成の意味で始めた助成であっても、開始後37年の経過で、経済的に余裕のない父母から戦没者遺族(兄弟：70から80代、子：60代)の旅行の助成へと意味が変わってきている。

また、定額の補助であることから、事業の実施状況を検証し、助成の合理性、必要性等についてのチェックが働かないまま推移してきていることも助成制度のあり方として問題なしとしない。

助成そのものの存廃を含めて検討すべき時期にきているものと考える。

(12) 満蒙殉難者慰霊奉賛会活動推進費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | 満蒙殉難者慰霊奉賛会   |
| 根拠法令等  | 満蒙殉難者慰霊奉賛会活動推進費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | 満蒙殉難者を慰霊し、その遺族を慰謝するとともに戦争の悲惨さ及び平和の尊さを後世に語り継いでいく契機とする。            |
| 事業の内容  | 満蒙殉難者奉賛会が、満蒙開拓者の遺族の参加を募り、訪中し、殉難地等において慰霊巡拝を行う事業について、その経費の一部を補助する。 |
| 補助開始時期 | 昭和52年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 320,000円(県単)   |
| 算定方法   | 1/2以内  |



① 助成のあり方を検討すべきもの

平成16年度は、予算措置は講じたが、満蒙殉難者慰霊奉賛会（拓友協会）からの補助金の交付申請がなかったため執行残となった。

そこで、この補助金の対象となる事業がどのような団体によって、どのように行われる事業かを聴取した。その結果、満蒙殉難者慰霊奉賛会は、拓友協会（満蒙の地で殉難した日本人及びその遺族で構成する団体。拓友協会連合会の形で全国組織がある。）、県内市長会、県内町村会、県内市議会議長会、県内町村議会議長会をもって構成されている団体である。

そのため、各年度事業を実施するかどうかは、拓友協会が実施するかどうかにかかっている。また、参加者が満蒙殉難者の遺族かどうかのチェックをしながら、補助金の交付決定をせざるを得ない仕組みとなっている。

広大な満蒙の地での殉難者は、地域がいくつにも別れている。そのそれぞれについて関係する遺族が慰霊事業を実施したいと思い、拓友協会に申し入れ、拓友協会を実施することとすれば、助成する仕組みとなっている。

戦没者に係る慰霊巡拝が戦没者の配偶者、父母、兄弟姉妹、子の2親等以内の血族に限られ、山梨県遺族会作成の遺族名簿をもとに助成していることと比較してきわめて緩やかな運用といわざるを得ない。

助成対象を明確にしないまま、拓友協会の企画した事業に助成し続けることに合理的な根拠を見出すことはできない。

平成15年度の実施状況について見たところ、11名の参加で9月2日（火）から9月9日（火）までの8日間の日程で実施され、これへの補助として320千円が交付された。

実績報告書によると、日程の第1日大連市内観光、第2日旅順観光、第3日帽児山阿城、第4日肇東・尚家観光、第5日ハルビン市内観光・途中極楽寺で法要、第6日北京市内観光、第7日北京郊外観光、第8日帰国となっている。また、添えられた参加者名簿を見たところ、同一世帯に属すると思われる者が3組6人確認できた。

日程の大半が観光であること、戦没者に対する慰霊巡拝事業が遺族代表は同一世帯から複数参加を認めない運用をしていることなどから、この助成の存廃も含めた検討の時期に来ているものと考えられる。

4 児童家庭課

児童家庭課の分掌事務は、次のとおりである。（組織規則別表第1）

- ・ 児童福祉に関すること
- ・ 児童委員に関すること
- ・ 児童の健全育成に関すること
- ・ 児童福祉施設（障害者福祉に係る施設を除く。）の指導監督に関すること
- ・ 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）に係る市町村事務の実地調査に関すること
- ・ 父子家庭、母子家庭及び寡婦の福祉に関すること
- ・ 児童手当及び児童扶養手当に関すること
- ・ 家庭児童相談室に関すること
- ・ 女性相談所、児童相談所、甲陽学園及び愛宕山こどもの国に関すること
- ・ 医療扶助審議会に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 行旅病人及び死亡人の取扱いに関すること

保育関係事業の補助金をみると次のとおりである。

○ 平成16年度特別保育事業費等補助金

（単位：円）

| 特別保育事業名称     | 補助金額（国補事業）  | 補完する県単独補助金額 |
|--------------|-------------|-------------|
| 延長保育促進事業     | 387,826,000 | 725,000     |
| 障害児保育環境改善事業  | 8,665,000   | 5,188,635   |
| 特定保育事業       | 178,000     | —           |
| へき地保育所事業     | 35,343,000  | 2,453,033   |
| 産休等代替保育士事業   | 19,816,542  | —           |
| つどいの広場事業     | 9,941,000   | —           |
| 乳幼児健康支援一時預かり | 3,506,000   | —           |
| 子育て支援基盤整備事業  | 598,000     | —           |
| 子育て支援総合推進モデル | 1,155,000   | —           |

（注1） 障害児保育環境改善事業欄の県単独補助金は、障害児保育推進費補助金

（注2） へき地保育所事業の県単独補助金2,453,000円については、へき地保育所に対する間食支給費補助金

○ 平成16年度乳児保育促進対策費等補助金 (単位:円)

| 乳児保育促進対策名称  | 補助金額 (国補事業) | 補完する県単独補助金額 |
|-------------|-------------|-------------|
| 一時保育促進事業    | 18,406,000  | -           |
| 乳児保育促進事業    | 6,778,000   | -           |
| 保育所地域活動事業   | 15,401,000  | -           |
| 休日保育事業      | 942,000     | -           |
| 地域子育て支援センター | 90,092,000  | 1,098,000   |

なお、三位一体改革の中で見直しが行われる保育関係事業の改革を示すと以下のようなになる。

| 平成16年度まで                       | 平成17年度から                      |
|--------------------------------|-------------------------------|
| I 特別保育事業 (国と県からの市町村への補助金)      | I 保育対策等促進事業 (国と県からの市町村への補助金)  |
| 1 延長保育促進                       | 3・7 一時保育・特定保育                 |
| 2 障害児環境改善                      | 8 乳児保育促進                      |
| 3 特定保育                         | 11 地域子育てセンター                  |
| 4 つどいの広場                       | 10 休日保育・夜間保育                  |
| 5 へき地保育所                       | 13 待機児童解消促進                   |
| 6 産休等代替職員                      | 2 保育環境改善等                     |
| II 乳児保育促進対策事業 (国と県からの市町村への補助金) | II 次世代育成支援対策 (国から市町村への交付金措置)  |
| 7 一時保育                         | 1 延長保育促進                      |
| 8 乳児保育促進                       | 4 つどいの広場                      |
| 9 保育所地域活動事業                    | 12 フレミリーサポートセンター              |
| 10 休日保育                        | 5 へき地保育所                      |
| 11 地域子育て支援センター                 | 9 保育所地域活動事業                   |
| III その他                        | III その他                       |
| 12 フレミリーサポートセンター (県 労政雇用課 担当)  | 6 産休等代替職員 (特別保育事業から県単独補助金に移行) |

(注) 上記表中の事業内容について

- 1 延長保育促進 保育所での延長保育を推進する。
- 2 障害児環境改善 障害児の保育に必要な環境整備を行い、障害児を受け入れる保育所の拡大を図る。
- 3 特定保育 保育所において、保護者の必要な特定日時について、児童の保育を行う。
- 4 つどいの広場 地域の中で、子育て中の親子が気軽に集える交流

- 5 へき地保育所 へき地保育所の運営を援助する。
- 6 産休等代替職員 保育士の産休等代替職員の任用経費を手当とする。
- 7 一時保育 保育所での児童の一時的な保育を推進する。
- 8 乳児保育推進 保育所での乳児保育を推進する。
- 9 保育所地域活動事業 地域に開かれた保育所の活動を支援する。
- 10 休日 (・夜間) 保育 保育所での休日 (及び夜間) 保育を推進する。
- 11 地域子育て支援センター 地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
- 12 フレミリーサポートセンター 育児の援助を受けたい人で行いたい人の相互援助組織の支援を行う。
- 13 待機児童解消促進 保育所入所待機児童の解消を図る。

(1) ひとり親家庭医療費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | 市町村  |
| 根拠法令等  | ひとり親家庭医療費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | ひとり親家庭の親と子の医療費の助成を行う市町村へ補助金を交付することにより、ひとり親家庭の健康の向上と福祉の増進に寄与する。   |
| 事業の内容  | ひとり親家庭の親と子の医療費自己負担分を助成した市町村に対し、その助成額の1/2を助成。<br>(対象者) 所得税非課税世帯のひとり親家庭の親と児童及び父母のない児童で市町村が発行する受給者証所持者。<br>(給付方法) 市町村に対し、医療機関で診療を受けた患者が申請を行うことにより、償還を受ける。 |
| 補助開始時期 | 昭和51年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 97,354,232円 (県単)   |
| 算定方法   | 各市町村より、補助金対象者に助成した金額の報告を受け、その金額の1/2補助する。   |
| 担当部課   | 福祉保健部児童家庭課   |

- ① 助成対象者等の実情を把握し見直しを検討すべきもの  
このひとり親家庭医療費助成事業補助金の過去10年間の実績は下表のとおりである。



| 年度  | 件数       | 医療費総額         | 補助金確定額       | 受給者証世帯数  |
|-----|----------|---------------|--------------|----------|
| H7  | 1,365 件  | 76,175,920 円  | 6,800,137 円  | 2,516 世帯 |
| H8  | 1,623 件  | 101,864,362 円 | 8,166,112 円  | 2,716 世帯 |
| H9  | 17,920 件 | 277,863,270 円 | 30,192,076 円 | 2,803 世帯 |
| H10 | 24,549 件 | 358,100,444 円 | 43,034,091 円 | 2,928 世帯 |
| H11 | 29,433 件 | 418,409,685 円 | 50,724,000 円 | 3,201 世帯 |
| H12 | 36,317 件 | 507,692,609 円 | 56,534,229 円 | 3,604 世帯 |
| H13 | 43,942 件 | 600,091,687 円 | 74,341,583 円 | 3,863 世帯 |
| H14 | 52,307 件 | 622,481,167 円 | 77,201,602 円 | 4,203 世帯 |
| H15 | 60,237 件 | 697,006,503 円 | 89,292,220 円 | 4,709 世帯 |
| H16 | 65,783 件 | 760,388,825 円 | 97,354,232 円 | 4,701 世帯 |

当該補助金については、当初は、ひとり親家庭の親と子の医療機関に入院した場合の療養費と歯科診療の費用を補助対象にしていたが、平成9年度より、医療機関への通院費も補助対象に加えられ、件数及び補助金額が、急激に増加した。その後も、毎年、件数及び補助金額とも増加してきている。

県においては、平成16年度補助金交付総額 97,354,232 円で、10年前の約14倍の額となっている。

今後についても、離婚者数の増加、医療費の上昇等を鑑みると、補助金額は更に増加するであろうと推測される。

制度発足から30年を経過し、ここ10年間を見ても受給者証を有する世帯数は1.87倍となり、助成対象件数は48倍となっている。しかし、その要因についての分析が行われておらず、またとるべき対応策は何かについての検討がなされないまま推移してきている。平成9年度以降、補助金の総額がこまごま増嵩しても疑問と思えないのであろうか。

所得税非課税の一般の世帯との公平性の観点からの検証を的確に行うためにも、受給者世帯の実情を的確に把握したうえで制度のあり方を検討する時期に来ているものと考えらる。

② 実績報告の内容を精査すべきもの

助成対象者及び対象経費の確認は、市町村で行い、県が確認しているのは、市町村から提出された実績報告書での実績数字の合計額等についてのみである。

県は、補助金交付要綱第12条「知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。」の規定に基づき、当補助金に関する市町村事務の現地調査等を、場合に依り行っていく必

要がある。  
制度の運用は、助成対象の的確な把握とそれに対応する措置があつてこそ制度の趣旨に即応したものとなる。その意味では、検証作業が非常に重要なものであることを改めて意識して運用すべきである。

(2) 乳幼児医療事業協力事務費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | (社) 山梨県医師会、(社) 山梨県歯科医師会                                 |
| 根拠法令等  | 山梨県乳幼児医療事業協力事務費補助金交付要綱                                  |
| 事業の目的  | 市町村が行う乳幼児医療助成制度が円滑に運営されることにより、利用者が安心して医療機関で受診できる環境をつくる。 |
| 事業の内容  | 山梨県医師会、山梨県歯科医師会への医療費証明書の発行事務費の一部を助成。                    |
| 補助開始時期 | 昭和48年度  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 山梨県医師会 11,000,000 円<br>山梨県歯科医師会 800,000 円               |
| 算定方法   | 平成12年度より定額補助  |
| 担当部課   | 福祉保健部児童家庭課  |

① 助成のあり方について検討すべきもの

この制度の経緯をみると、平成7年度までは医療費証明書発行1件あたり50円として、県医師会に3,540,000円を上限として補助を行っていた。平成8年度に助成の対象年齢を3歳未満児に拡大したことに伴い、同年から県医師会に8,000,000円、県歯科医師会に600,000円の定額で補助を行う方式に変更した。

平成12年度からは助成対象年齢を更に拡大(通院：5歳未満、入院：未就学児童)するに伴い、補助金額を県医師会 11,000,000円、県歯科医師会 800,000円に増額している

この補助金は、医療機関が行う医療費証明書の発行事務に要する経費の一部補助が目的であるが、実績報告書に添付された医師会及び歯科医師会の収入支出決算見込書をみると、受け入れた補助金は、両会とも支部交付金として、県内各支部に支出している。医師会及び歯科医師会からのヒアリングによるとその支部に交付された金額は、各支部にて、研修費等として、支出されていることである。

医療機関が行う事務に要する経費の一部補助として交付された補助金が、当該医療機関まで行かず、医師会、歯科医師会の各支部事業の経費に充てられてい

ることを示すものであり適正であると言えない。  
 個々の医療機関の補助対象事務量（平成16年度証明書発行件数：471,618件）に  
 対応して補助金を配分するには大量の事務作業が必要となることから、この補  
 助金の仕組みそのものが補助目的に沿わないものになっている。  
 県は、市町村が行う乳幼児医療助成制度が円滑に運用できるよう医師会、歯科  
 医師会への協力事務費の補助のあり方について、その必要性を検討するとともに  
 合理的な仕組みについて検討すべきである。

(3) 児童館総合ネットワーク事業費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 山梨県児童館連絡協議会   |
| 根拠法令等  | 児童館総合ネットワーク事業費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | 市町村に設置されている児童館等の児童厚生員（児童館等で児<br>童の遊び等を指導する者）の研修事業、情報誌の発行、児童館<br>相互の情報交換等、児童厚生員の資質の向上を図り、児童の育<br>成、利用者の利便性を図る。 |
| 事業の内容  | 県内の児童館・児童センターにおける以下の事業に助成<br>・ 児童の健全育成及び児童館等の運営に関する調査研究<br>・ 児童厚生員の研修事業<br>・ 情報誌の発行<br>・ 関係機関・団体等の連絡提携に関する事業他 |
| 補助開始時期 | 平成8年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 300,000円（県単）  |
| 算定方法   | 対象経費の実支出額と600,000円とを比較して、いずれか少な<br>い額に1/2を乗じて得た額  |
| 担当部署   | 福祉保健部児童家庭課  |

① 補助金の存廃を検討すべきもの

平成16年度、児童館・児童センターは県内に55カ所設置されており、その  
 設置運営は各市町村が行っている。また、山梨県児童館連絡協議会は、その児童  
 館・児童センターが会員となり設置された団体であり、51カ所の児童館・児童  
 センターが加入している。

山梨県児童館連絡協議会の平成16年度収支決算書は、下表のとおりである。  
 県は支出の部の研修会費と情報誌発行費を補助金対象経費として、その支出額合  
 計の1/2（300,000円を限度）の、300,000円を補助金として交付している。

| 収入の部                  |      | 科目 | 決算額       |
|-----------------------|------|----|-----------|
| 繰越金                   |      |    | 184,559   |
| 児童館からの会費（児童健全育成推進財団分） | 51館分 |    | 255,000   |
| 児童館からの会費（県会費として）      | 51館分 |    | 255,000   |
| 児童健全育成推進財団からの研修委託金    |      |    | 250,000   |
| 県からの補助金               |      |    | 300,000   |
| 雑収入                   |      |    | 985       |
| 厚生員認定費                |      |    | 155,000   |
| 県外研修負担金（参加児童館負担）      |      |    | 170,000   |
| 合計                    |      |    | 1,570,544 |

| 支出の部         |  | 科目 | 決算額       |
|--------------|--|----|-----------|
| 児童健全育成推進財団会費 |  |    | 275,000   |
| 研修会費 ※       |  |    | 420,813   |
| 情報誌発行費 ※     |  |    | 269,640   |
| その他の支出       |  |    | 45,551    |
| 厚生員認定費       |  |    | 93,000    |
| 県外研修費        |  |    | 170,315   |
| 合計           |  |    | 1,274,319 |

※は補助金対象事業

県内の児童館・児童センターは、市町村が設置運営を行い、市町村職員が児童  
 厚生員として勤務している。

地方公務員法第39条には、職員の研修は任命権者が行うものと規定さ  
 れているように、そこでの児童館運営に関する調査研究、児童厚生員の研修事業  
 等は、本来、市町村が行うべき事業である。

県は、平成8年度に県内における児童館の児童厚生員の資質の向上を図ること  
 に公益性を認めて県児童館連絡協議会の行う事業の一部への助成を開始したも  
 のである。

この助成を開始した時点では助成に公益性を認めただにしても、スタートして8  
 年、県児童館連絡協議会が各市町村及び各児童館相互間の連携及び県からの支援  
 等によるノウハウの蓄積ができ、自立して児童館の児童厚生員の資質向上に向け  
 ての各種活動を運営していける状態となった時点で、この補助金の継続交付の必  
 要性を検討する必要がある。

5 障害福祉課

障害福祉課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)

- ・ 知的障害者及び知的障害児の福祉に関すること
- ・ 身体障害者及び身体障害児の福祉に関すること
- ・ 発達障害者の支援に関すること
- ・ 心身障害者扶養共済に関すること
- ・ 特別児童扶養手当、障害児童福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関すること
- ・ 障害者相談所、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センター、富士ふれあいセンター、青い鳥福祉センター(知的障害者更生施設に限る)、梨の実寮、あさひワークホーム及び聴覚障害者情報センターに関すること
- ・ 障害児施設(精神障害者に関する施設を除く。)の調査に関すること
- ・ 障害者施策推進協議会に関すること

平成16年度からは、新たなやまなし障害者プランを策定し、障害をもつ人の福祉の向上のために県民を挙げての長期にわたる取組を推進している。

(1) 身体障害者更生医療給付事業費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | 市町村  |
| 根拠法令等  | 山梨県身体障害者更生医療給付事業費補助金交付要綱                           |
| 事業の目的  | 身体障害者の障害の除去、軽減のための特別医療の利用者負担分を全額助成し、障害者の経済負担を軽減する。 |
| 事業の内容  | 市町村が支弁した利用者負担分を全額補助する。                             |
| 補助開始時期 | 昭和50年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 119,920,070円(県単)                                   |
| 算定方法   | 各市町村が支弁した利用者負担分の全額相当                               |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課   |

① 適正な負担を検討すべきもの

身体障害者の障害の除去、軽減のための特別医療の利用者負担分については、全国では山梨県と栃木県のみ全額補助となっており、その他の県については世帯等の課税状況により利用者の一部負担となっている。本県にて当該制度が制定された経緯の説明を求めたところ、当初の制定理由は不明であるとの回答で

あった。また制度開始から30年を経過しているが、現在に至るまで制度の見直しはされていない。過去5年間の補助金額の推移は表のとおりである。障害者の所得に関係なく全額補助することは、経済的負担の軽減という事業の目的を逸脱しており、また医療費及び補助金抑制の誘因も働かない仕組みとなっている。

助成制度を設計する場合には、課税状況など受益者の能力に応じた適正な負担を求めるなど持続可能な仕組みとするよう検証と工夫を常に行わなければならない。

(表) 過去5年間の補助金額の推移

(単位:円)

| 年 度    | H12         | H13         | H14         | H15         | H16         |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 実績額(円) | 122,102,962 | 101,289,270 | 109,832,498 | 126,937,742 | 119,920,070 |

(2) 重度心身障害者医療費補助金

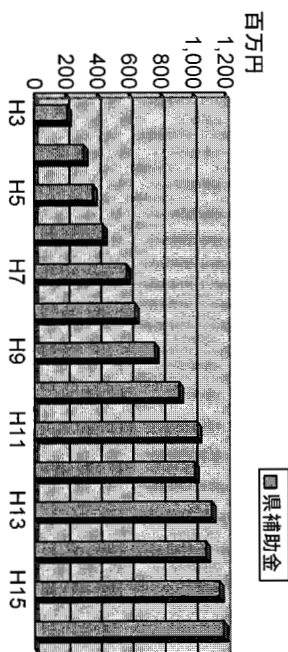
|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 交付先    | 市町村                                   |
| 根拠法令等  | 山梨県重度心身障害者医療費補助金交付要綱                  |
| 事業の目的  | 重度の心身障害者の医療費利用者負担分を助成し、障害者の経済負担を軽減する。 |
| 事業の内容  | 市町村が行う重度心身障害者に対する医療費助成事業経費を補助する。      |
| 補助開始時期 | 昭和52年度                                |
| 補助終期   | 明確な定めがない。                             |
| 補助金額   | 1,187,471,000円(県単)                    |
| 算定方法   | 各市町村の事業費の1/2相当                        |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課                            |

① 適正な負担を検討すべきもの

この補助金については、プランの通り補助金額は右肩上がりに増加し、平成3年度と比べて平成16年度は5倍超になっている。その原因は、対象範囲を身体障害者から知的・精神障害者まで拡大したこと及び利用者の高齢化が考えられる。

県の場合、重度障害者のうち65歳以上の高齢者は所得制限も無く全額補助されるため、医療費及び補助金抑制の誘因が働かない仕組みとなっている。高齢者に所得制限を課していないのは山梨県を含めて全国で10県程度である。助成制度を設計する場合には、高齢者についても課税状況など受益者の能力に応じた適正な負担を求めるなど持続可能な仕組みとするよう検証と工夫が求められる。





(3) 在宅重度心身障害者居室整備費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 個人、民間等  |
| 根拠法令等  | 山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱  |
| 事業の目的  | 在宅重度心身障害者に対し、専用居室及び浴室、便所等の整備を援助し在宅での日常生活環境を改善し、障害福祉の向上を図る。                                      |
| 事業の内容  | 身体障害者(肢体・1～2級)、知的障害者(療育手帳A)の生活環境の改善、同居者の介護の軽減を図るために居室整備に対し助成する。                                 |
| 補助開始時期 | 昭和51年度  |
| 補助終了期  | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 16,450,000円(県単)   |
| 算定方法   | 基準額と種目ごとの実支払額とを比較して少ない方の額の合計額に、補助対象基本額のうち60万円以下は各世帯所得に応じた補助率(5/10～10/10)を乗じ、60万円超は5/10を乗じて計算する。 |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課  |

① 補助金交付要綱の解釈を合目的に行うよう指導すべきもの

本補助金は、身体障害者、知的障害者の居室整備に対する補助金であるが、必要以上の大規模改修に対し補助することを防ぐため、補助金交付要綱第4条第2項において、工事延床面積が50㎡以上となるときは補助対象としない旨規定されている。しかるに、平成16年度峡中振興局扱いの補助金12件のうち3件については、第4条第2項の解釈を誤ったため、工事延床面積が50㎡を超えているにもかかわらず補助金が支出されている。これは要綱の規定に従っ

た補助とはいえず適切でない。

3件の内訳

| 補助先 | 改修面積   | 金額          | 補助金額       |
|-----|--------|-------------|------------|
| A氏  | 59.20㎡ | 7,077,000円  | 783,000円   |
| B氏  | 71.20㎡ | 10,400,000円 | 1,000,000円 |
| C氏  | 66.65㎡ | 4,127,261円  | 838,000円   |

これは、要綱第4条第2項に定める「専用居室等の工事に併せて同一世帯の家屋を改造、改築又は増築する場合には、その工事延床面積が50㎡以上となったときは補助対象事業としない。」の解釈を、専用居室を除いた工事床面積が50㎡未満であれば助成できると誤認し、その解釈をもとに補助対象事業者の指導を行い、交付申請を受け、補助金を交付したものである。

要綱が在宅重度心身障害者居室整備費補助についての定めであることを考えれば、在宅重度心身障害者居室整備事業への補助をどうかの判断に専用居室以外の工事床面積を基準にすることは考えられないことである。

現実には誤解が生じ、その結果、補助対象事業者に要綱で予定した事業以外の事業で助成したことになる。

要綱の表現を誤解の生じないよう整備するとともに、要綱等規定の解釈にあたっては、要綱の趣旨・目的等を勘案し、合目的に解釈するよう指導を徹底すべきである。

(4) 障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 山梨県身体障害者福祉協会  |
| 根拠法令等  | 山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金交付要綱  |
| 事業の目的  | 障害者の社会参加促進事業推進の核となる推進センターの運営費を助成することにより、障害者の他の地域における自立生活と社会参加を促進することを目的とする。 |
| 事業の内容  | 障害者福祉活動推進員設置費、社会参加推進センター光熱水費を助成   |
| 補助開始時期 | 平成3年度   |
| 補助終了期  | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 14,157,325円(県単)   |
| 算定方法   | 人件費、事務室光熱水費、清掃費の積算金額  |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課  |

① 県職員OBの退職金を補助対象とすべきでないもの

障害者社会参加推進センターの局長は、2～3年毎に交代しているが、歴代県職員OBがポストについている。局長が退職する際には、社会福祉法人山梨県障害者福祉協会（障害者社会参加推進センター）より退職金支給規定に基づき退職金が支出されているが、この退職金は本補助金の補助対象となっている。

しかし、県職員OBの退職金まで補助対象とする公益上の必要性の有無を判断するときに有とする蓋然性は高くはなく、県職員OBの退職金については補助対象から外すべきである。

(5) 福祉タクシーシステム事業費補助金

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 交付先    | 山梨県タクシー協会等              |
| 根拠法令等  | 山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱 |
| 事業の目的  | 福祉タクシーシステム事業推進のための研修費補助 |
| 事業の内容  | 研修事業                    |
| 補助開始時期 | 平成4年度                   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。               |
| 補助金額   | 450,000円(県単)            |
| 算定方法   | 研修に要する経費                |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課              |

① 補助目的に合致した研修をするよう指導すべきもの

「事業実施要綱」では、補助金の対象事業をタクシー協会等が「障害者に対する理解、乗降介助の方法等の研修」をした場合と規定している。

平成16年度に行われた2回の研修のうち1回は、平成16年10月25日(月)(13:00～16:00)に行われ、研修の内容は次の3項目となっている。

ア タクシーの防犯対策について

イ 事業経営及び従業員の教育について

ウ 旅客の接客接遇について 高齢者、障害者への対応について、介護タクシー及び福祉タクシーについて

このうち、ア及びイについては、本補助金の目的と必ずしも一致するものではなく本補助金で研修費を支出することは適切でない。

補助の目的に見合った研修をするよう指導を徹底すべきである。

なお、平成15年9月16日の研修では、4項目のうち3項目について、平成16年2月26日の研修では3項目のうち2項目について実施要綱が示す補助目的と合致していない。

(6) 「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 甲府市   |
| 根拠法令等  | 山梨県「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金交付要綱   |
| 事業の目的  | 本格的な高齢化社会の到来と障害者の社会参加の拡大に対応するため、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進を目的とする。   |
| 事業の内容  | ① エスカル:甲府市が設置した甲府駅南北自由通路階段に設置されている車いす用階段昇降装置「エスカル」の維持管理に要する経費について補助金を交付(1/2)している。<br>② エスカレーター:甲府駅南口に甲府市が設置したエスカレーターの維持管理に要する経費について補助金を交付(1/2)している。 |
| 補助開始時期 | 平成8年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | ① エスカル 195,300円<br>② エスカレーター 6,456,349円   |
| 算定方法   | エスカル、エスカレーターの維持管理にかかる監視人件費、保守点検費、電気料金の1/2   |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課  |

① 管理費の一部負担について検討すべきもの

甲府駅南北自由通路のうち、エスカレーター及びエスカル設置部分は甲府市がJR東日本から無償で貸付を受け、その維持管理費について甲府市が負担し半額を県が補助する形となっている。

昭和59年に一度はJR東日本の財産として設置することを検討した経緯があり、また、エスカレーターの利用者の大部分がJR東日本の鉄道利用者であり、受益者負担の見地からエスカレーター運行管理費の一部についてはJR東日本が負担すべきである。近年では、鉄道駅周辺の駐輪場の整備などについて、鉄道事業者も整備維持費を負担するような社会的コンセンサスが形成されつつある。

この補助金については、県は、甲府市に対して費用の1/2を特例的に当初3年間(平成8年度、平成9年度、平成10年度)の期限付きで補助し(甲府市南口エスカレーター運営費補助金)、平成11年度に1年に限り延長した経緯がある。このことは、この補助金のスタート時点での県の判断は終期のある補助として認識していたことを示すものである。しかし、その後、交付要綱を甲府駅のみに対する補助であったものを甲府駅以外の駅にも適用できるよう改正(乗降客数の関係で事実上甲府駅に限られる。)し、終期なしの助成としたまま現在に至っているものである。

その後、エスカル及びエスカレーターの利用実態の調査を行い、JR利用者と通過者の比率がどうなっているのか等について把握・分析し、同施設のランニングコストの分担のあるべき姿についての検討を行わないまま、県が市の道路施設のランニングコストを助成する公益上の必要性を検証してきていないのは適当でない。

こうした施設の維持管理経費については、助成が長期化し、かつ、県と市町村等との役割が峻別されないことになりがちである。

こうしたことから、エスカル及びエスカレーターについて、今後も県が負担する必要性があるかについて早急に検討すべきである。

(参考)

エスカレーター設置の経緯

- 昭和56年 南北自由通路、橋上駅舎、駅ビル建設を一体として建設することを定めた「甲府駅近代化に関する合意事項」が締結され、駅舎は国鉄が建設することとなった。
- 昭和59年 甲府駅南北自由通路が国鉄と市が1/2ずつ負担(市の1/2を県が補助)により建設された。
- 平成5年11月 JR東日本がエスカレーター設置事業に負担しないこととなった。
- 平成6年度当初予算 甲府市が国の「福祉のまちづくりモデル事業」を利用してエスカレーター計画を打出し、県は基本計画に対する補助金を計上した。
- 平成6年度9月補正予算 県、甲府市、JR東日本の3者間で設置に向けた具体的協議が進められ、設置に関する基本的事項が了承された。県は、9月補正予算において実施計画に対する補助金を計上した。
- 平成8年3月 エスカレーター供用開始

維持管理費の負担経緯

県は甲府市に対して、費用の1/2を当初3年間(平成8年度～平成10年度)の期限付きで補助し(「甲府市南口エスカレーター運営費補助金」)、平成11年度に1年に限り延長した。  
平成12年2月には、補助金交付要綱を改正し、県内の全ての駅について、駅の乗降客1日5,000人以上、5メートル以上の段差があること等を要件とした。

(7) 介助用自動車購入等事業費補助金

|        |   |
|--------|---|
| 交付先    | 市町村   |
| 根拠法令等  | 山梨県介助用自動車購入等事業費補助金交付要綱  |
| 事業の目的  | 介助用自動車の改造費等の助成をすることにより、身体障害者等の介助者の負担軽減を図る。  |
| 事業の内容  | ① 要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造する経費<br>② 要介助者が容易に乗降できるように、すでに改造された自動車を購入する経費を助成                                      |
| 補助開始時期 | 平成9年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 3,618,000円(県単)  |
| 算定方法   | ① 要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造する経費<br>② 要介助者が容易に乗降できるように、すでに改造された自動車を購入する経費<br>であって、改造のない同型車両購入費との差額部分(限度額200,000円) |
| 担当部課   | 福祉保健部障害福祉課  |

① 補助金額確定のための証拠資料・手順を統一すべきもの

改造された自動車を購入する際の補助額は、改造のない同型自動車との差額と補助基準額(80万円)の少ない金額の1/3である。そこで、改造された自動車と改造のない同型車の金額を検証する必要があるが、自動車の定価表を取り寄せて確認しているところ、注文書で確認しているところなどばらつきがあった。

この差額は、補助金額を決定するための重要な資料であるので、適正な方法(定価表を確認する方法)に統一すべきである。

(8) 心身障害者自動車燃料費助成

|       |  |
|-------|--|
| 交付先   | 個人   |
| 根拠法令等 | 山梨県心身障害者自動車燃料費助成要綱   |
| 事業の目的 | 心身障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部を助成し、心身障害者生活の利便と環境の拡大を助長し、福祉の増進を図る。                                       |
| 事業の内容 | 心身障害者(①身体障害者手帳1・2級の者：16,979人、②療育手帳Aの者：2,196人、③戦傷病者手帳特別項症1・2級の者)が使用する自家用自動車の燃料費を1ヶ月24,000円を限度に助成。 |



|        |   |
|--------|---|
| 補助開始時期 | 昭和49年度                                  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。                               |
| 補助金額   | 69,933,606円(県単)                         |
| 算定方法   | 1ヶ月の燃料使用限度量を500とし、その範囲内の使用量に40円を乗じて得た額。 |
| 担当部署   | 福祉保健部障害福祉課                              |

① 存廃も含めて助成のあり方を検討すべきもの

平成16年度の申請・受給者数は、3,350人(戦傷病者手帳特別項症1,2級の者2人を含む。)であり、対象者数19,175人の17.5%となっている。これを過去5年間の推移で見ると表のとおり、増加の傾向にある。

これを事務処理の面から見ると、県地域振興局健康福祉部において自動車税及び軽自動車税の減免台帳を入手し、その台帳に登録されている者からの申請であることを確認して交付決定をし、口座振込みで交付している。年間の事務処理に要する時間は、およそ2,600時間、職員1.5人に相当する事務量である。

また、国においては、障害者自立支援法が制定され、平成18年度から逐次施行されることとなり、その中にはこの助成と趣旨が重なる部分もあることから、この助成制度のあり方について存廃も含めて検討の時期に来ているものと考えらる。

なお、鹿児島県においては、同様の制度を実施してきたが、平成17年度限りで廃止することとしている。また、埼玉県では、他の支援策とのメニュー方式で実施してきている。他の都道府県では実施していない。

(表) 心身障害者自家用自動車燃料費助成実績

|        | 対象者数(人) | 助成実績(人) | 助成額(円)     | 1人当たり助成額(円) |
|--------|---------|---------|------------|-------------|
| 平成12年度 | 17,844  | 3,168   | 65,057,314 | 20,536      |
| 平成13年度 | 18,477  | 3,234   | 66,733,373 | 20,635      |
| 平成14年度 | 19,070  | 3,337   | 69,814,835 | 20,921      |
| 平成15年度 | 18,638  | 3,219   | 56,191,579 | 17,456      |
| 平成16年度 | 19,175  | 3,350   | 69,933,606 | 20,876      |

(9) 心身障害児ホームサーパー派遣等事業費補助金

|       |   |
|-------|---|
| 交付先   | 山梨県肢体不自由児協会   |
| 根拠法令等 | 山梨県心身障害児ホームサーパー派遣等事業費補助金交付要綱  |
| 事業の目的 | 在宅の心身障害児を養育している家庭に対し、ホームサーパー(介護保険のホームヘルパーと区別するためホームサーパーと呼んでいる。)を派遣し、障害児の自立や能力開発を促進し、併 |

せて家族の負担軽減を図る。

|        |   |
|--------|---|
| 事業の内容  | ホームサーパーの派遣、交流会実施、ホームサーパーの研修会  |
| 補助開始時期 | 昭和29年度  |
| 補助終期   | 明確な定めがない。   |
| 補助金額   | 2,702,042円(県単)  |
| 算定方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般ホ-ムサーパー 1,500円×1,280回=1,920,000円</li> <li>学生ホ-ムサーパー 1,300円×400回=520,000円</li> <li>通信費 66,200円</li> </ul> |
| 担当部署   | 福祉保健部障害福祉課  |

① 補助対象事業を要綱上明示すべきもの

補助金交付要綱第2条では補助対象事業として、「山梨県心身障害児ホームサーパー派遣等事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づく派遣事業としている。

実施要領では、1回の派遣について、一般1,500円、学生1,300円を山梨県肢体不自由児協会(以下「協会」という。)が負担することとなっているが、ホームサーパー2名については指導的立場にあるという理由で、訪問活動の他ホームサーパー研修の対価として1回につき2,000円の支出がなされており(年間84日)、補助金実績報告書によると同額が補助金として支出されている。これは、補助金交付要綱に従った支出とは言えず適切でない。

補助金交付要綱を超える金額及び実施要領に規定していない研修活動にかかると支出について説明を求めたところ、当該サーパーは他のサーパーでは対応できない困難事例に対応していること、他のサーパーへの指導的な役割を果たしていること等から加算したとのことであった。

このことは、要綱に従って事業を行うべきであるにもかかわらずこれを越えた助成を行った合規性を欠くものというべきであり適当でない。

補助対象事業の変更は、公益性、必要性等を検討したうえで要綱の改正等必要な手続きを踏まえて行われなければならない。

6 医務課

医務課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)

- ・ 医療計画に関すること
- ・ 県立病院事業会計の予算管理に関すること
- ・ 医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師及び歯科衛生士その他医療関係者の身分に関すること
- ・ 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること
- ・ 医療類似行為者の身分に関すること

- ・ 医療機関の整備に関すること
- ・ 医療従事者の確保に関すること
- ・ 病院の許可に関すること
- ・ 医療機関等の監視指導に関すること
- ・ 自治医科大学に関すること
- ・ 登録衛生検査所に関すること
- ・ 医療法人に関すること
- ・ 知事の所管に属する社団法人及び財団法人(病院又は診療所を運営する者に限る。)に関すること
- ・ 医療社会事業に関すること
- ・ 衛生統計に関すること
- ・ 中央病院、北病院、看護大学及び看護大学短期大学部に関すること
- ・ 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること

(1) 山梨県医師会学術研究等事業費補助金

|        |  |
|--------|--|
| 交付先    | (社) 山梨県医師会   |
| 根拠法令等  | 山梨県医師会学術研究等事業費補助金交付要綱  |
| 事業の目的  | 県内の医師及び医療関係者・県内学校関係者を対象に、研修会等を通して医師の知識や技術を向上させ、また、県民の医療への関心を高めることで医師を中心とした医療従事者の養成・確保及び良質な医療の提供に資する。   |
| 事業の内容  | 県医師会の以下の事業に助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術研究・研修会の開催</li> <li>・ 地域医療における課題の改善(社会保険対策・介護保険・予防接種・学校保健・公衆衛生・産業医確保・看護師の確保など)に関する検討会</li> <li>・ 広報宣伝活動(会誌の発行・県民を対象にした医療体験記コンクール)</li> </ul> |
| 補助開始時期 | 昭和50年度   |
| 補助終期   | 明確な定めがない。  |
| 補助金額   | 5,600,000円(県単)   |
| 算定方法   | 定額   |
| 担当部課   | 福祉保健部医務課   |

① 補助対象事業の見直しを行うべきもの

当該補助金の事業目的に、「研修会等を通して医師の知識や技術を向上させる」

ことが掲げられているが、本来、医師は自らその知見を広め、技量を磨くことが職業専門家としての当然の責務であると考えられる。この点から鑑みて、医療の質向上を目的とする医学講座や医学講演会等の開催事業への補助は、他の補助団体に対する助成の趣旨と比較したとき公平性に疑義がないと言い切れることは難しいものと考えられる。

他の職業専門家団体においても、その職業に必要な技術、知識の習得に当たり講習会や講演会を開催しているが、その費用は、会員各自の会費により賄っているものが大半である。

補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はないと判断するのが相当である。

補助対象事業について、公平性の観点及び必要性の観点からの見直しを行うべきである。

② 要綱に則って承認手続きを行うべきもの

補助金交付要綱第5条第1項には、「補助事業に要する経費に20%以上の増減が生じる場合又は・・・事前に知事の承認を受けなければならない。」とあるが、事前に承認を得ていない。この規定は、実際の補助対象経費が予算よりも大幅に変動した場合には、その事業に必要な補助金の額も大きく変動することを予定しており、それにより、補助対象事業の遂行が困難になるか若しくは補助金に余剰が生じることを事前に防止することを意図していることができる。

過去数年間の補助金申請時の補助対象事業費と補助事業実績報告時の事業費の関係は以下のとおりである。いずれも申請時の事業費より実績報告時の事業費のほうが、20%超も縮小されているものの事前の承認は得られず、その要因の分析も行われていない。

補助事業経費が大幅に増減する場合には、要綱に則って承認手続きを受けるよう指導すべきである。

(単位：円)

| 年度     | 申請時の事業費 (A) | 実績報告時の事業費 (B) | (B)/(A) |
|--------|-------------|---------------|---------|
| 平成12年度 | 45,205,000  | 30,017,977    | 66%     |
| 平成13年度 | 40,914,000  | 29,506,197    | 72%     |
| 平成14年度 | 44,630,000  | 31,715,955    | 71%     |
| 平成15年度 | 40,781,000  | 28,350,169    | 69%     |
| 平成16年度 | 43,587,000  | 33,331,898    | 76%     |

③ 定率補助を検討すべきもの